⑴　「他の通算法人の差引対象特別試験研究費の額の合計額（別表十八(二)「19の計」）－(別表六(十二)「３」）」⑴」の欄には、確定申告書等（租税特別措置法第２条第２項第28号（用語の意義）に規定する確定申告書等をいう。以下この号及び第４号において同じ。）に添付された別表六(十二)付表二「１」の金額を記載すること。

⑵　「他の通算法人の税額控除割合が30％である試験研究に係る特別試験研究費の額の合計額（別表十八(二)「20の計」）－(別表六(十二)「４」）」⑶」の欄には、確定申告書等に添付された別表六(十二)付表二「３」の金額を記載すること。

⑶　「他の通算法人の税額控除割合が25％である試験研究に係る特別試験研究費の額の合計額（別表十八(二)「21の計」）－(別表六(十二)「５」）」⑸」の欄には、確定申告書等に添付された別表六(十二)付表二「５」の金額を記載すること。

⑷　「他の通算法人の調整前法人税額の合計額（別表十八(二)「22の計」）－(別表六(十二)「７」）」⑻」の欄には、確定申告書等に添付された別表六(十二)付表二「８」の金額を記載すること。

別表六(十四)付表一一を別表六(十一)付表一一とする。

別表六(十五)の表中「欠損金増加合計額（５の計）又は(別表十八(二)「28の計」）」を「欠損金増加合計額（５の計）又は(別表十八(二)「25の計」）」に、「欠損金増加合計額(14の計）又は(別表十八(二)「29の計」）」を「欠損金増加合計額(14の計）又は(別表十八(二)「26の計」）」に改め、同表の記載要領第１号中「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の４第11項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）(同条第18項において準用する場合を含む。)」を削り、同第11号⑵中「別表六(十五)「３」」を「別表六(十三)「３」」に改め、同第11号⑴を次のように改める。

⑴　「欠損金増加合計額（５の計）又は(別表十八(二)「25の計」）⑹」の欄　当該通算法人等が租税特別措置法第42条の４第８項第３号の通算法人である場合には「（５の計）又は」を消し、その他の場合には「又は(別表十八(二)「25の計」)」を消すこと。

別表六(十五)の記載要領第11号⑵中「「欠損金増加合計額（５の計）又は(別表十八(二)「28の計」）⑹」」を「「欠損金増加合計額（５の計）又は(別表十八(二)「25の計」）⑹」」に改め、同表を別表六(十一)とする。

別表六(十六)の表中「当初申告税額控除可能額(当該過去適用事業年度等の当初申告の(別表六(九)付表「29」又は別表六(十)付表「22」))」を「当初申告税額控除可能額(当該過去適用事業年度等の当初申告の(別表六(九)付表「24」又は別表六(十)付表「21」))」に、「非特定欠損金調整取戻税額の合計額(当該過去適用事業年度等の別表十八(二)「27の計」）」を「非特定欠損金調整取戻税額の合計額(当該過去適用事業年度等の別表十八(二)「24の計」）」に、「税額控除超過額の合計額(当該過去適用事業年度等の別表十八(二)「26の計」）」を「税額控除超過額の合計額(当該過去適用事業年度等の別表十八(二)「23の計」）」に、「当初申告税額控除可能額(当該過去適用事業年度等の当初申告の別表六(十四)付表二「11」）」を「当初申告税額控除可能額(当該過去適用事業年度等の当初申告の別表六(十二)付表二「11」）」に改め、同表の記載要領第１号中「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の４第13項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）(同条第18項において準用する場合を含む。)」を削り、同第11号⑴中「別表六(九)付表「20」」を「別表六(九)付表「17」」に改め、同号⑵中「別表六(九)付表「25」若しくは「28」又は別表六(十)付表「21」」を「別表六(九)付表「23」又は別表六(十)付表「20」」に改め、同号⑶中「別表六(九)付表「30」又は別表六(十)付表「23」」を「別表六(九)付表「25」又は別表六(十)付表「22」」に改め、同号⑷中「別表六(十四)付表二「７」」を「別表六(十二)付表二「７」」に改め、同号⑸中「別表六(十四)付表二「10」」を「別表六(十二)付表二「10」」に改め、同号⑹中「別表六(十四)付表二「12」」を「別表六(十二)付表二「12」」に改め、同第11号⑴中「別表六(十六)「４」」を「別表六(十四)「４」」に改め、同号⑵中「別表六(十六)「６」」を「別表六(十四)「６」」に改め、同号⑶中「別表六(十六)「11」」を「別表六(十四)「11」」に改め、同表を別表六(十四)とする。